

時事新報

東洋問題

サイベリヤ鐵道は露京と浦羅斯德との間に七千餘哩の直線軌道を布く非ずしてアムール、エニセイ、オビの三大川を利し一條の運河と二道の間鐵道とを依て其聯絡を計る者なれば全線の開通至て容易からんとの次第は過日の紙上に之を述べたり隨て鐵道落成の後露國の東洋政略に變化あるべきは自然の勢として又其變化の衝に當る者は支那朝鮮及び日本の三國ならんやれども支那朝鮮の事は姑く擱き専ら日本の爲めを考ふるに鐵道の落成は一日も速なるを冀はざる可らず或人の説にサイベリヤ鐵道の目的は露國が東洋に對し兵事上の運轉を試みんとする者として落成の曉には兵師を東邊に送り大に武斷主義の政略を張ること必然あるが故に日露對峙する日本などは一刻も油断ある可らず若しも然る自ら棄るあるは於ては國の獨立にも關係するに至るべければ早く防禦の策を講ずるも今日の義務なれば云ふ者もあれども我輩の所見は日露の異あり即ち彼の論者はサイベリヤ鐵道の落成は日本の爲めは危存存の影響ありと爲すが如くなれども然る鐵道開通以後の有様を想像する第一は露國は事あるの日常に大兵を東洋に出して戰端を開くを得べきや如何の難所あり抑も軍事に鐵道を利用せんとするも其實際上陸貨物運搬の便利の如く無造作からずして常々困難多きは歐洲諸國の實験に於て既に明白なる所にして殊にサイベリヤの鐵道に至りては其里程遠隔あるのみならず到處荒蕪たる原野にして食糧薪炭一にこれを歐洲本部に仰ぐの不便少からず又或る途中數條の大河を過らるる時は運河を渡り又或る時は鐵道より水陸もも兵師の運轉を爲す毎に隊列を斷つが故に漸くこれを整理して再び進軍を始むるは容易からざる時間を要し歸する所七千餘哩の一端より一端を兵を行くの難は世人の想ひ到らざる所ある可し例へば我國の鐵道も今日突然これを兵事に利用して急に東京より仙臺まで師團を繰出す其時間と歩行して晝夜進軍を試むる日子とを比較すれば殆んど相伯仲して鐵道却てその用を爲さざるの奇談あるべしと云ふ者さへあり或は極端の語からんやれどもサイベリヤ鐵道の行軍は東京仙臺に比して一段の困難あるものと論を述べたる所にして途々開闢の市街なければ晝夜行何れに斯る便利ありや軍に糧食の一事も七千哩外の行軍は容易ならざるに如くは氣候嚴寒、冬は霜雪に襲はれて春候尙は未だ全く路の通せざるに於て之を尋常の旅行よりも年中四ヶ月の交通を遮らるゝ大儀なれば充分の行軍を試むる其期限は蓋し年の一半にも及ばざる可し今の露國にして斯る不便を顧みず俄に兵を出すが如き拙策を取らざるは功に我輩の信する所にして或は時に出兵の企みりぞせんか數百の士卒を送るは兎も角も遠征軍を組織したる數千數萬の大兵を如何にして東洋にまで繰出し得べきや實際は於て許さざるは明白なり故にサイベリヤの鐵道落成したれば露國が直に東洋の侵掠に着手せざる可きは勿論然るに露國の鐵道は露國の爲めに置く自由の運轉を得ざるは疑ひもなき事實なるべし

露は支那帝國の背後を一面するのみならず南方温暖の地に進むに隨ひ工事の便利いよ／＼多ければ凡そ地勢の許す限り其線路は支那の版圖に接近せしめて殆んど界線の觸る／＼まで之を南へ移すも露國の得策ある可し即ち支那西北の全面何れの處より侵入するも露國の隨意にして蒙古滿州の擇よ任せたる有様なれば其境上を兵を棄ててイリ、クルマの怨を雪ぐは容易なるのみ支那の爲めには非常の大患として露人の乘り可き機會は之より大なるなきが故に露支戦争の破裂は殆んどサイベリヤ鐵道の全通を待たざるべしとの説あり露支兩國の關係は今日辛ふして無事の姿を粧へども互に利害を殊にして氷炭相容れざるの趣なれば此説或は一説なるに似たれども然る事實の實際を窺ふと露國は獨り輕易に聲を開き得ざるのみならず鐵道落成後の舉動は以前より比して故に露國の爲めに大切なるサイベリヤ政策を害せらるゝおさを期す可らず我輩は却て露國の危険を恐るゝ者なり (未完)

官報

○内務省告示第十六號 岐阜縣下美濃國厚見郡美濃町二番地藤井順太郎ノ發行スル愛狂誌第九號ハ治安ニ妨害アルモノト認メ發賣頒布ヲ禁止ス

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 内務大臣伯耆松方正義

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

○文部省告示第十一號 明治十九年十一月十三日 文部大臣子爵森 有禮

時事新報

の外他意なければあり或は大藏卿に任せらるべしとの説あれども同氏は前年既に同職にありし事あり今度再び其職を復るとあるべしとは信じられず大藏卿にはニユーヨーク出身の前上院議員ウィリアム・ブライ氏が探るゝからん同氏は此度の撰擧より自州に於て盡力し財務の長官又は最も適當の人物なれば果して同氏が大藏卿に任せられたる曉には此迄未だ曾て見ざるの眞長官たるべしブレイン氏は倫敦駐在の公使となるからん或は同氏が外國公使に任せらるべしとは甚だ人物と職事に平均を失ふたる説なりとの反對あらんやれども此等の恐れは更めて辨するに足らず且同氏は私交上英國を好み同國官民も亦同氏を愛敬するものと懸れなき事實なれば同氏が英國に駐在する時はハリソン氏の政府も甚だ便宜なるべし云々

官報

○デンニエー氏 朝鮮王の顧問官たるデンニエー氏の事に付き前支那駐在米國公使ヤング氏の曰く予はデンニエー氏は十年前より知人なるが其間に同人は種々の職務に従事せり始めは合衆國オレゴン州の收稅吏として引續き同州の法官となりグランド將軍が後期の大統領となり同州の領事を勤め千八百八十一年上海の總領事に任せられ同八十三年其職を辭して支那政府の雇ひとなり同國の爲め朝鮮に派遣されたり而して此頃李鴻章がデンニエーを召び還さんとすはデンニエーの名を以て朝鮮の獨立を論じ及び支那を批評したる書を公ししたるが爲めあると疑ひおし蓋しデンニエーの心を以てすれば朝鮮が露國に屬するを同國人民の利益と信じ自身も始めは支那の閣僚として入込みたるものなれども後に露國と結託したるからん併し若し李鴻章がデンニエーを召び還る事を主張して止まざる時は朝鮮王は之を抵抗するを得べきや如何ん此際露國或は日本が王を助けて李鴻章の要求を拒まざる時は結局露清間の争となるに至るべし之を要するに目下朝鮮の事物は一步を進むるにあらば露國の陰謀より出づるに過ぎざるのみと云へり

○京都商工會議所 去る九日に定期總會を開く都合ありしが出席員四十七名にて總員百六十二名の三分の一に充ざるを以て開會の運びに至らず唯相談會を開き濱岡會議所長は商工會議所改良に關する意見を陳述して會員の熟考を請ひたる上十一日を以て更に總會を開く事に定めて散會したりと云ふ

○移居論者の運動 一時有名ありし長野縣廳の移居論者は既に過日同縣會にて否決したるも拘はらず移居論者の本部も云ふべき松本地方の有志者は數回集會を催はし急々内務大臣に直願せんとすの事を相談たりと云ふ

○市町村制實施の延期を建議す 新潟縣會議員清水治吉、大竹實七、長谷川萬壽彌の三氏が去る七日市町村制實施延期の建議案を提出したる其要旨は市町村制中人民の名稱を分ち或は選舉權の階級を定むる等職務の輕重を從て權利の強弱を異にしたるは蓋し以來縣治の方針に反せる者にして人民相互に疾視するの弊を生ずるに至るべし殊に本縣(新潟)の如きは人民一般に困難し居るを以て目下の急務は成るべく其負擔を弛めて休養の道を求むるに在り而して其負擔を弛べ休養の道を得せしむるは宜しく市町村制實施の延期を請ふべしと云ふに外ならざりしが種々の質問討論ありたる後遂に賛成者少數にて廢案せられたりと云ふ

○滋賀縣下の美術品 今度美術品取締の一行が滋賀縣下の各社寺に就て取調けたる美術品の總計は凡そ一萬餘品なるが其

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

時事新報

○京都市商會 九日午後一時

官報

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

時事新報

○京都市商會 九日午後一時

官報

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

時事新報

○京都市商會 九日午後一時

官報

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

時事新報

○京都市商會 九日午後一時

官報

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時

○京都市商會 九日午後一時